

## 教育長の臨時代理による事務処理の指示について

### 1 指示する内容

中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号に基づき、下記の工事請負契約に係る区長からの意見聴取に対する教育委員会の意見の申出について、教育長の臨時代理による事務処理を指示する。

- ① 桃花小学校校舎棟増築その他工事
- ② 令和小学校校舎新築に伴う電気設備工事
- ③ 令和小学校校舎新築に伴う機械設備工事

### 2 指示する理由

- 当該工事請負契約は1億8千万円以上となることから、契約締結においては議会の議決に付さなければならない。
- 当該議案については令和2年中野区議会第2回定例会での上程を予定しており、区長から教育委員会に対し意見を求められることになる。
- 区議会本会議の議決にあたっては、仮契約手続き後に行われる区長からの意見聴取後、速やかに意見の申出の事務処理が必要になることから、本件事務処理については、教育長が臨時に代理することをあらかじめ指示するものとする。

### 3 教育長の臨時代理による事務処理を指示する内容

区長からの意見聴取に対する教育委員会の意見の申出

### 4 今後の予定

令和2年6月12日 教育委員会定例会 教育長の臨時代理による事務処理結果  
の報告